

第105回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2022年6月24日(金曜日) 午前10時

開催場所 群馬県高崎市宿大類町700番地
当社 大会議室

目次

第105回定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類 ……………	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役5名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
事業報告 ……………	15
連結計算書類 ……………	35
計算書類 ……………	38
監査報告書 ……………	41

新型コロナウイルスに関するお知らせ

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止や株主様の安全確保の観点から、株主様の健康状態にかかわらず、ご出席を可能な限りお控えいただき、書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット）による議決権行使をお願い申し上げます。
- 例年株主総会終了後に開催しております株主懇談会等につきましては、本年も中止とさせていただきます。
- 今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたしますので、事前にご確認をお願い申し上げます。

<https://www.gunei-chemical.co.jp>

本年は株主総会ご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(証券コード 4229)
2022年6月6日

株 主 各 位

群馬県高崎市宿大類町700番地

群栄化学工業株式会社

代表取締役 社長執行役員 有田 喜一郎

第105回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第105回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止や株主様の安全確保の観点から、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法による議決権行使もご検討いただきますようお願い申し上げます。これらによる議決権行使の場合は、後記の株主総会参考書類をご高覧のうえ、2022年6月23日（木）午後5時15分までにご行使いただきますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使】

4頁から5頁までに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 群馬県高崎市宿大類町700番地
当社 大会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
報告事項 1. 第105期 (2021年4月1日から
2022年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査
結果報告の件
2. 第105期 (2021年4月1日から
2022年3月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

- ~~~~~
- ◎本総会ご出席の節は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表は、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.gunei-chemical.co.jp>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.gunei-chemical.co.jp>) に掲載させていただきます。

【議決権行使についてのご案内】

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。

後記の株主総会参考書類（6頁～14頁）をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止や株主様の安全確保の観点から、株主様の健康状態にかかわらず、ご出席を可能な限りお控えいただき、書面（郵送）又はインターネットによる事前行使をご検討ください。

1. 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時15分到着分まで

2. インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時15分まで

スマートフォンをご利用の株主様
スマートフォンでの議決権行使は、**1回に限り**「ログインID」
「仮パスワード」の**入力が必要**になりました！

3. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、本定時株主総会当日に会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

また、本招集ご通知をご持参ください。

日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

場所 群馬県高崎市宿大類町700番地

当社 大会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2022年6月23日(木)
午後5時15分まで



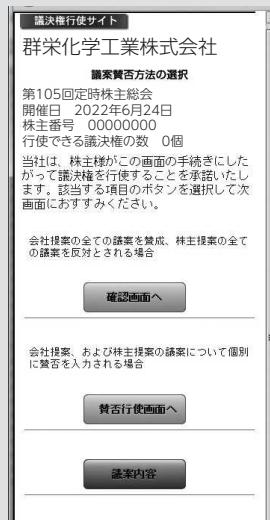
スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

1. QRコードを読み取る

2. 画面の案内に従って賛否をご入力する



議決権行使書副票 (右側)



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

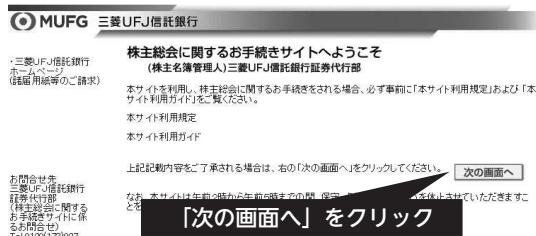
2回目以降のログインの際は…

次頁の記載のご案内に従ってログインしてください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙の 副票（右側）に記載された「ログイン ID」及び「仮パスワード」を入力



3. 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード（確認用）」 の両方に入力



以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

【議決権行使ウェブサイトの操作方法に 関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

 **0120-173-027**

（通話料無料、受付時間：午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

株主総会参考書類

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要施策の一つとして位置付けております。財務体質を強化しつつ、事業の成長を図り、業績に裏付けされた成果の配分を株主の皆様に行うことを基本方針とし、1株当たりの配当の向上に努め、安定的に配当を行っております。

第105期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金40円 総額 265,123,400円

(ご参考) 中間配当として1株につき金50円(75周年記念配当10円含む)をお支払いしておりますので、当期の年間配当は1株につき金90円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

なお、配当原資につきましては、利益剰余金とすることを予定しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	<削除>

第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役有田喜一、有田喜一郎、丸山克浩、大村康二、平澤洋一の各氏は任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	 <p>ありた よしかず 有田 喜一 (1943年 2月23日生)</p> <p>再任</p>	<p>1967年4月 当社入社 1974年12月 取締役滋賀工場建設部長 1977年11月 常務取締役 1981年7月 代表取締役副社長 1988年7月 代表取締役社長 2012年7月 代表取締役社長開発本部管掌 2013年6月 代表取締役社長開発本部・管理本部管掌 2015年7月 代表取締役社長GCIプラザ管掌 2016年6月 代表取締役会長（現任）</p> <p>[取締役候補者とした理由及び期待される役割]</p> <p>経営者としての豊富な経験、化学に対する造詣の深さ、業界における諸活動から得た知見を併せ持ち、的確な意思決定の実施とリーダーシップを発揮してきた実績から引き続き経営全般の統括が期待できるためであります。</p>	110,329株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	 <p data-bbox="263 545 424 651">ありたきいぢろう 有田喜一郎 (1971年 3月11日生)</p> <p data-bbox="311 674 376 712">再任</p>	<p data-bbox="480 179 1150 704"> 1998年4月 当社入社 2004年6月 取締役管理本部長 2006年5月 取締役営業部門副管掌 2008年6月 常務取締役営業部門副管掌 同年7月 常務取締役西日本地区管掌 2011年4月 常務取締役管理本部管掌 同年6月 取締役副社長事業開発本部・製造本部・ 管理本部統括兼管理本部管掌 2012年7月 取締役副社長 社長補佐、 経営企画室・監査室管掌 2013年10月 代表取締役副社長 社長補佐、 経営企画室・監査室管掌 2016年6月 代表取締役社長管理本部・経営企画室・ 監査室・品質保証チーム管掌 2018年4月 代表取締役社長管理本部・ 監査室・品質保証チーム管掌 同年6月 代表取締役 社長執行役員 経営全般・監査室・品質保証チーム管掌(現任) </p> <p data-bbox="489 746 988 772">[取締役候補者とした理由及び期待される役割]</p> <p data-bbox="474 787 1351 870">多岐にわたる部門の責任者を歴任した豊富な経験と経営についての見識を併せ持ち、迅速・果断な意思決定をもって対処すべき課題に取り組んでいることから、引き続き当社グループの持続的成長への貢献が期待できるためであります。</p>	74,067株

招集、通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	 <p>まるやま かつひろ 丸山 克浩 (1969年 10月4日生)</p> <p>再任</p>	<p>1992年4月 当社入社 2009年4月 電子材料ユニット長 2015年2月 海外開発室主査 Thai GCI Resitop Company Limited 取締役社長 2017年7月 海外開発室主管 Thai GCI Resitop Company Limited 取締役社長 2018年6月 執行役員製造本部主管 Thai GCI Resitop Company Limited 取締役社長 2021年6月 執行役員管理本部主管 同年同月 取締役 執行役員管理本部長 同年7月 取締役 執行役員コーポレート本部長 (現任)</p> <p>[取締役候補者とした理由及び期待される役割] 開発部で責任者等の経験を経て、当社子会社 (Thai GCI Resitop Company Limited) の取締役社長に就任するなど、当社グループ内の要職を経験し、当社の国内外での事業に精通しており、取締役会における重要な意思決定、他の取締役の業務執行の監督等に必要かつ十分な見識を備えていることから、引き続き当社の経営への貢献を期待できるためであります。</p>	546株
4	 <p>おおむら やすじ 大村 康二 (1954年 2月14日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1979年4月 三井石油化学工業株式会社 (現三井化学株式会社) 入社 2005年6月 同社執行役員 基礎化学品企画管理部長、原料購買部長 2009年6月 同社常務取締役 経営企画部長、中国総代表 2011年6月 同社専務取締役 経営企画/ニュービジネス推進/ レスポンシブル・ケア担当、内部統制室長 2013年4月 同社代表取締役副社長執行役員 生産・技術本部長、SCM/購買/物流/内部統制担当 2016年6月 同社副社長執行役員 基盤素材事業本部長 2018年4月 同社社長特別補佐 基盤素材事業本部管掌 ベトナム・プロジェクト担当 2019年4月 同社特別参与 2020年6月 オイレス工業株式会社社外取締役 (現任) 2021年6月 当社取締役 (現任)</p> <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 化学メーカーでの豊富な経験と経営者としての幅広い見識を有しており、当社の社外取締役としての職務を適切に果たしていただけると判断したためであります。 また、上記の経験や見識を生かして、引き続き客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言をいただくことを期待しております。</p>	1,000株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	 <p>ひらさわ よういち 平澤 洋一 (1955年 2月4日生)</p> <p><input type="checkbox"/>再任 <input type="checkbox"/>社外 <input type="checkbox"/>独立</p>	<p>1978年 4月 株式会社群馬銀行入行 2011年 6月 同行執行役員 コンプライアンス部長 2012年 6月 同行執行役員 東京支店長 2013年 7月 同行執行役員 監査部長 2014年 6月 同行取締役 審査部長 2016年 6月 同行常務取締役 2019年 6月 同行顧問 同年 同月 群馬信用保証株式会社 代表取締役社長 2021年 6月 当社取締役 (現任)</p> <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 金融業界での豊富な経験と経営者としての幅広い見識を有しており、当社の社外取締役としての職務を適切に果たしていただけると判断したためであります。 また、上記の経験や見識を生かして、引き続き客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言をいただくことを期待しております。</p>	146株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

- (注) 1. 所有する当社株式数は、役員持株会の持分を含めたものであります（1株未満切り捨て）。
2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 大村康二及び平澤洋一の両氏は社外取締役候補者であります。
なお、本議案が承認可決された場合、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
4. 大村康二及び平澤洋一の両氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。
5. 大村康二氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者である三井化学株式会社の業務執行者であったことがありますが、既に同社を退職しており、同社の意思に影響される立場にはないため、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
6. 本議案が承認可決された場合、当社は、大村康二及び平澤洋一の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告「Ⅲ.会社役員に関する事項」の「3.役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要」（23頁）に記載のとおりです。本議案が承認可決された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は2022年7月に更新される予定であり、その保険料は当社が全額負担する予定です。

(ご参考) 取締役候補者が有する知識・経験等（スキルマトリックス）

		経営経験	業界知識	グローバル 経験	モノづくり (製造・R&D)	財務・会計	リスク・ コンプライアンス
有田 喜一		●	●	●	●	●	●
有田 喜一郎		●	●	●		●	●
丸山 克浩		●	●	●	●		●
大村 康二	社外	●		●	●		●
平澤 洋一	社外	●				●	●

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、監査役全員の補欠として選任するものであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
 <p>こうたに たかかず 甲谷 隆和 (1962年 4月13日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1989年 8月 公認会計士・税理士 甲谷立馬事務所入所 2006年 2月 税理士登録 2010年 9月 甲谷隆和税理士事務所開業 同年 同月 同事務所所長(現任) 2017年 2月 当社監査役 同年 6月 当社補欠監査役 2018年 4月 当社監査役 同年 6月 当社補欠監査役(現任)</p>	100株
<p>[補欠の社外監査役候補者とした理由及び期待される役割]</p> <p>税理士としての豊富な経験と専門的な知見を有しており、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。 監査役に就任された場合には、客観的かつ中立的な視点からの経営監視に寄与していただくことを期待しております。</p>		

- (注) 1. 甲谷隆和氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 甲谷隆和氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
なお、本議案が承認可決され、その後甲谷隆和氏が監査役に就任された場合、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 本議案が承認可決され、その後甲谷隆和氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告「Ⅲ.会社役員に関する事項」の「3.役員等賠償責任保険(D&O保険)契約の内容の概要」(23頁)に記載のとおりです。本議案が承認可決され、その後甲谷隆和氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の進展や、各国政府の各種政策により、米国や中国をはじめとして経済活動の回復が見られたものの、世界的な物流の混乱、サプライチェーンにおける半導体をはじめとした部材不足による一部生産活動停止の影響を受け、新型コロナウイルス感染症拡大前の状況までの回復には至りませんでした。また、先行きについては、ロシアによるウクライナ侵攻等に伴う原材料価格の高騰や各国との金利差を主要因とした急速な円安進行等により不透明な状況で推移するものと見込まれます。

このような状況のもと、当社グループの売上高は前期比16.7%増加の29,406百万円となりました。利益面では、営業利益は前期比12.3%増加の2,489百万円、経常利益は前期比14.9%増加の2,815百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比20.1%増加の1,929百万円となりました。

セグメント別の状況は、次のとおりであります。

[化学品事業]

化学品事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた前年度と比較し、自動車関連向け樹脂は期半ばからの世界的な部品不足による減産の影響を受けたものの総じて回復基調となりました。半導体関連及び液晶関連向け樹脂は一昨年から続く国内外の需要拡大により高水準を維持しました。また、建設機械向け及び工作機械向け樹脂は回復基調で推移いたしました。以上の結果、売上高は前期比18.0%増加の24,462百万円となりました。利益面では、電子材料向け樹脂や環境対応向け高機能繊維を中心とした高付加価値製品の拡販と一部製品の価格是正を行ったものの、原材料価格の急騰が利益を圧迫し、営業利益は前期比6.2%増加の2,326百万円となりました。

[食品事業]

食品事業においては、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大による行動制限と夏場の天候不順の影響を受けましたが、一部飲料向け製品が回復したこと及び原材料価格高騰分の価格是正を行った結果、売上高は前期比11.2%増加の4,697百万円となりました。利益面では原材料価格高騰の影響を受けましたが、商品構成や生産効率の見直し、高付加価値製品の拡販を実施し、営業損失は前期に比べ138百万円改善したものの0百万円（前期は138百万円の営業損失）となりました。

[不動産活用業]

不動産活用業においては、ほぼ前年並みで推移した結果、売上高は前期比0.3%増加の247百万円、営業利益は前期比0.7%減少の163百万円となりました。

2. 対処すべき課題

新型コロナウイルスの世界的大流行は、今なお断続的な感染拡大を繰り返し、長期化する自粛生活は市場構造や消費者意識に大きな変化をもたらすこととなりました。身近に迫る自然災害の激甚化はカーボンニュートラルへの取り組みを加速させ、また、地政学的リスク等に伴うサプライチェーン環境の不確実性からも化石燃料をベースとする既存産業は大きな転換点を迎えております。社会生活や事業環境が新たな局面を迎える状況下、当社グループも既存ビジネスモデルの延長線上に持続的な企業成長を描くことは難しいと認識しております。

これらの状況を打破するため、当社グループでは“Green”を含む長期ビジョン(ありたい姿)、また、中期経営方針2024(2022～2024年度)において目指す方向性を下記のとおり設定しております。

《長期ビジョン(ありたい姿)》

合成・糖化技術の開発・再構築によってグローバルにソリューションを提供し、社会の持続的成長に貢献できる“Green・Chemical・Industry(GCI)”となる

《目指す方向性》

- (1) 電子材料分野を中心とする「高純度・先端材料」
- (2) Green分野としての成長を見据える「高機能糖ケミカル」・「環境対応ケミカル」
- (3) 経済的価値・社会的価値向上のための「経営基盤強化」

(1) 電子材料分野を中心とする「高純度・先端材料」

当社フェノール樹脂は、電子材料分野である半導体・ディスプレイ製造で用いるフォトレジスト原料として使用されており、安定的な製品品質及び供給体制を強みに事業を拡大してまいりました。

多様化する社会のニーズや働き方に対応するため、社会のデジタル化の進行はさらに加速し、それを支える電子材料関連素材は今後も大きく需要を伸ばすことが予想されます。

フォトレジスト用樹脂及び半導体周辺材料をはじめとする電子材料分野への積極的な経営資源投入は、事業拡大だけでなく、省エネ等の観点から社会貢献にも繋がるものと考えております。高品質・低メタル化、環境対応、高生産性をコンセプトに、電子材料分野を中心とした「高純度・先端材料」開発に注力することにより市場要求に応えてまいります。

(2) Green分野としての成長を見据える「高機能糖ケミカル」・「環境対応ケミカル」

異性化糖・水あめなどの糖化製品は収益性が低迷する状況が続いておりますが、機能性食品分野への展開として穀物糖化液関連製品を中心とした高付加価値製品を上市し、食品事業の安定的な黒字化を目指してまいります。また、中長期的には、「高機能糖ケミカル」分野として糖素材を化学の視点で活用する新たな製品開発に取り組んでまいります。

また、当社独自ノボロイド繊維「カインール」の活性炭繊維が各種溶剤をリサイクルする目的での利用が増加しており、VOC（揮発性有機化合物）削減及び資源の有効活用の観点から環境負荷低減に寄与しております。「環境対応ケミカル」分野としてカインールを中心とした環境対応製品の開発及び用途探索を行ってまいります。

環境問題・健康増進などの社会課題ヘソリューションを提供する「高機能糖ケミカル」・「環境対応ケミカル」をGreen分野として位置付け、電子材料分野に次ぐ収益の柱とすべく事業構築を進めてまいります。

(3) 経済的価値・社会的価値向上のための「経営基盤強化」

当社グループは2030年度CO₂排出量30%削減（2013年度比、Scope 1・2）を目標に掲げております。グループ全体で生産効率の改善や製造技術の見直しを図ることにより無駄や不良・廃棄物を削減し、循環型社会の形成をはじめとするサステナビリティを巡る課題解決への貢献のため「経営基盤強化」を図ってまいります。

また、様々な社会環境の変化を新たな事業機会と前向きに捉え、自社技術のさらなる研鑽と、大学等外部研究機関とのアライアンスを積極的に推進し、脱炭素をはじめとする新たな事業領域における当社プレゼンスの確立を目指してまいります。

電子材料・Green分野を中心とした事業ポートフォリオ転換を視野に、サステナブルな社会に貢献することにより企業価値を高めてまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は2,288百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

(1) 当連結会計年度中に完成した主要な設備

当社

廃液焼却設備（群馬工場）

(2) 当連結会計年度において継続中の主要な設備

当社

合成樹脂製造設備の増強（群馬工場）

(3) 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当する事項はありません。

4. 財産及び損益の状況

区 分	第102期 2018年度	第103期 2019年度	第104期 2020年度	第105期 2021年度 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	27,636	26,983	25,194	29,406
経常利益(百万円)	1,836	2,141	2,451	2,815
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,176	1,370	1,607	1,929
1株当たり当期純利益(円)	169.77	198.93	242.06	291.13
純資産(百万円)	41,746	42,020	43,750	44,899
1株当たり純資産(円)	5,813.59	6,014.34	6,367.01	6,550.74
総資産(百万円)	51,048	50,626	51,984	54,680

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当する事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Thai GCI Resitop Company Limited	288百万バーツ	60.2%	化学製品事業
India GCI Resitop Private Limited	390百万 インドルピー	66.7%	化学製品事業
東北ユーロイド工業株式会社	80百万円	100.0%	化学製品事業
American GCI Resitop, Inc.	2百万米ドル	100.0%	化学製品事業

(注) 上記重要な子会社4社を含め連結子会社は5社であります。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

6. 主要な事業内容

事業名	主要製品
化学製品事業	工業用フェノール樹脂 (レヂトップ) 特殊フェノール樹脂 (ミレックス) 鋳物用粘結剤 (α system・ β system・NFURAN) 電子材料用樹脂 高機能繊維 (カイノール) 真球状樹脂 ビスフェノールF
食品事業	異性化糖 (スリーシュガー) ブドウ糖 (コーソグル群栄) 水あめ (マルトフレッシュ) オリゴ糖 (グンエイオリゴ) ピュアトース 穀物糖化液
不動産活用業	所有する不動産の賃貸

7. 主要な営業所及び工場

【当社】

名 称	所 在 地
本 社	群馬県高崎市宿大類町700番地
群 馬 工 場	群馬県高崎市
滋 賀 工 場	滋賀県湖南市
高 崎 支 店	群馬県高崎市
東 京 支 店	東京都中央区
大 阪 支 店	大阪府大阪市

【連結子会社】

(国内)

社 名	所 在 地
東 北 ユ ー ロ イ ド 工 業 株 式 会 社	岩手県北上市
株 式 会 社 ビ ッ グ ト レ ー デ ィ ン グ	群馬県高崎市

(海外)

社 名	所 在 地
Thai GCI Resitop Company Limited	タイ王国ラヨン県マプタプット市
India GCI Resitop Private Limited	インド共和国タミルナドゥ州カンチプラム県
American GCI Resitop, Inc.	アメリカ合衆国イリノイ州シャンバーグ市

8. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
化 学 品 事 業	464名	17名増
食 品 事 業	41名	8名減
合 計	505名	9名増

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 17,621,100株
2. 発行済株式の総数 8,998,308株
(自己株式2,370,223株を含む)
3. 当期末株主数 4,840名

4. 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (三井住友信託銀行再信託分・三井化学株式会社退職給付信託口)	578,500株	8.73%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	575,100	8.68
群 栄 化 学 取 引 先 持 株 会	491,742	7.42
光 通 信 株 式 会 社	318,200	4.80
株 式 会 社 群 馬 銀 行	304,512	4.59
株 式 会 社 横 浜 銀 行	245,853	3.71
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	232,700	3.51
東 京 応 化 工 業 株 式 会 社	168,330	2.54
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	160,537	2.42
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	158,407	2.39

- (注) 1. 当社は、自己株式(2,370,223株)を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いた株式数(6,628,085株)を基準に算出しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	有 田 喜 一	経営全般
代表取締役 社長執行役員	有 田 喜一郎	経営全般・監査室・品質保証チーム管掌
取締役 執行役員	丸 山 克 浩	コーポレート本部長
取 締 役	大 村 康 二	オイレス工業株式会社 社外取締役
取 締 役	平 澤 洋 一	
常 勤 監 査 役	瀧 井 康 雄	
監 査 役	二 宮 茂 明	株式会社UEX 社外監査役 フロンティア・マネジメント株式会社 常勤顧問
監 査 役	大 西 勉	前橋地方裁判所 司法委員 朝日税理士法人 顧問 しのめ信用金庫 非常勤監査役 株式会社上武設計事務所 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役大村康二及び平澤洋一の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役二宮茂明及び大西勉の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役二宮茂明氏は、関東財務局長をはじめ官民の要職を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役大西勉氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役大村康二、平澤洋一及び監査役二宮茂明、大西勉の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
- (1) 退任
2021年6月25日開催の第104回定時株主総会終結の時をもって、取締役湯浅快哉及び岩淵滋、田村正明の各氏は、任期満了により退任いたしました。
- (2) 新任
2021年6月25日開催の第104回定時株主総会において、新たに丸山克浩及び大村康二、平澤洋一の各氏が取締役に選任され、就任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

3. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員であり、保険料は会社が負担しておりますが、株主代表訴訟補償特約部分（保険料総額の7.8%）については、被保険者が報酬等に応じて負担しております。

4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、独立社外取締役を議長とする指名・報酬諮問会議の審議を踏まえ、取締役会で取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

① 決定方針の内容の概要

取締役の報酬等は、役職に応じて設定している固定報酬（月額報酬）と業績の達成度に応じて毎年一定の時期に支給している業績連動報酬（役員賞与）から構成され、指名・報酬諮問会議の審議・提案を受け、総額及び配分を取締役会が決定することとしております（社外取締役については、その役割と独立性の観点から固定報酬のみとしております）。

また、報酬等の種類は金銭とし、株主目線での経営を行うことを目的に、取締役（社外取締役除く）の報酬等の一定額を役員持株会に拠出することとしております。

② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

独立社外取締役を議長とする指名・報酬諮問会議で原案について決定方針との整合性を含めた自由闊達な意見交換を行っており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第99回定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役3千万円以内）と決議されております（使用人兼務役員の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第99回定時株主総会において年額36百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）です。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	206 (9)	134 (9)	71 (-)	- (-)	8 (4)
監査役 (うち社外監査役)	26 (9)	26 (9)	- (-)	- (-)	3 (2)

- (注) 1. 業績連動報酬として取締役（社外取締役除く）に対して役員賞与を支給しております。連結営業利益を業績指標として定め、その達成度を勘案して支給額を算定しております（標準的な業績の場合、固定報酬：業績連動報酬が概ね65%：35%となります）。当該業績指標を選定した理由は、当社グループとしての業績の向上及び企業価値増大への貢献を図る指標として最適であるとともに、客観的にも明確な指標であるため、業績連動報酬の透明性を高めることができるものと判断したためであります。なお、当連結会計年度の連結営業利益の実績は、「連結損益計算書」（36頁）に記載のとおり2,489百万円であります。
2. 監査役等の報酬等は金銭とし、監査役会が作成した原案を指名・報酬諮問会議に諮り、その意見を参考にして、総額及び配分を監査役会が決定しております。また、その役割と独立性の観点から、固定報酬のみとしております。なお、常勤監査役等の報酬等の一定額を役員持株会に拠出しております。
3. 株式報酬の導入については、今後の検討課題としております。
4. 期末現在の取締役の人員数は5名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。なお、上記の支給人員数との相違は、2021年6月25日開催の第104回定時株主総会をもって退任された取締役3名が含まれていることによるものであります。また、報酬等の額には同定時株主総会をもって退任された取締役3名分が含まれております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ① 社外取締役大村康二氏の兼職先であるオイレス工業株式会社は当社の大株主であり、当社の製品を同社に販売していますが、当連結会計年度における取引高は僅少であり、独立性に影響を及ぼす恐れはありません。
- ② 社外監査役二宮茂明氏の兼職先である株式会社U E X及びフロンティア・マネジメント株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。
- ③ 社外監査役大西勉氏の兼職先である朝日税理士法人は、当社の顧問税理士であります。また、前橋地方裁判所、しのめ信用金庫及び株式会社上武設計事務所と当社との間には、特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況 と 役 割
取 締 役	大 村 康 二	2021年6月25日就任以降、当事業年度の期末までに開催された取締役会8回のうち7回に出席し、化学メーカーでの豊富な経験と経営者としての幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、任意の諮問委員会である指名・報酬諮問会議の議長（2回中すべてに出席）も務め、客観的な立場から議事の運営を主導し、当社経営の監督機能の強化及び透明性・公正性の確保・向上に重要な役割を果たしております。
取 締 役	平 澤 洋 一	2021年6月25日就任以降、当事業年度の期末までに開催された取締役会8回のうち7回に出席し、金融業界での豊富な経験と経営者としての幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、任意の諮問委員会である指名・報酬諮問会議の委員（2回中すべてに出席）も務め、客観的な立場から助言・提言を行うことにより、当社経営の監督機能の強化及び透明性・公正性の確保・向上に重要な役割を果たしております。
監 査 役	二 宮 茂 明	当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに、また、監査役会11回のすべてに出席し、官民の要職を歴任された豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的かつ専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行い、当社の監査体制の強化及び透明性・公正性の確保・向上に重要な役割を果たしております。
監 査 役	大 西 勉	当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに、また、監査役会11回のすべてに出席し、税理士等の豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的かつ専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行い、当社の監査体制の強化及び透明性・公正性の確保・向上に重要な役割を果たしております。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

赤坂有限責任監査法人

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

28百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

28百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。
4. 当社の重要な子会社である、Thai GCI Resitop Company Limited 及び India GCI Resitop Private Limited は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の独立性や監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

V. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

＜業務の適正を確保するための体制＞

1. 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1)取締役会は、取締役及び従業員等が法令・定款及び社内諸規程、規則を遵守した行動を取るための規範として、「GC Iグループ基本理念」、「GC Iグループのサステナビリティ」、「GC IグループCSR方針」、「GC Iグループ行動基準」及び「コンプライアンス規程」を定める。
 - (2)取締役会は、取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス違反の未然防止を図るため、役職員等へのコンプライアンス教育を行う。また、コンプライアンスに関する重要な問題が発生した場合は、取締役会、経営会議で審議しその取り組みを決定する。
 - (3)取締役会は、コンプライアンス委員会を通じてコンプライアンスに関する内部通報制度を設け、社内における法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。
 - (4)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては一切の関係を持たず、断固とした態度で対応することを「GC Iグループ行動基準」及び「反社会的勢力排除規程」に定める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1)取締役は、「定款」、「取締役会規程」及び「文書管理規程」に則り、取締役会議事録を作成し出席者が押印した後、決議に関する資料とあわせて保存し閲覧可能な状態に維持するものとする。
 - (2)取締役会は、経営会議等の各会議体の事務局を通じて、経営の意思決定及び業務執行に係る記録を作成・保管し、「稟議規程」に基づき起案され決裁を受けた稟議書は、担当部署を通じて文書又は電磁的方法により保管する。

3. 当社及びその子会社から成る企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)取締役会は「リスク管理基本規程」に基づき、リスクの分類・評価を行い、平時の予防体制の整備に努める。
子会社の管掌取締役は、子会社におけるリスク管理の取り組み及び規程の整備等について、定期的に取り締役に報告する。
 - (2)取締役会はリスクが現実化し、重大な損害の発生が予想される場合には、「危機管理規程」及びその下位規程である「リスクマネジメントガイドライン」に基づき、事業継続の対策などの管理体制を整備し被害の最小化に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)取締役会は「会社方針」を策定し、「会社方針」に基づく個々の重要な業務の執行状況につき、管掌取締役からの報告を受け、業務執行の進捗を管理する。
 - (2)経営会議は「経営会議規程」に則り開催し、その審議を経て、執行を決定するものとする。
 - (3)取締役会あるいは経営会議の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」、「決裁権限規程」、「稟議規程」及び「役職規程」に則り、責任者を明確にして業務を遂行する。
 - (4)取締役会は法令等の改正にあわせ、社内規程の体系的な整備を継続的に推進する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1)取締役会は、子会社の自主運営を尊重するとともに、GCIグループの業務の適正と効率化を確保するため子会社管理を実施する。
 - (2)当社の取締役、監査役あるいは従業員を、「決裁権限規程」に則り、決裁手続きを経て、子会社の取締役あるいは監査役に選任あるいは兼任させるものとする。ただし、当社監査役は関係会社の取締役を兼任することはできない。
 - (3)当社及びその子会社から成る企業集団については、「関係会社管理規程」に則り、管掌部署であるコーポレート本部、製造本部及び営業・マーケティング本部の各本部長が管理の実務を担当し、定期的に取り締役に報告する体制を整備する。
 - (4)当社の監査室は、当社及びその子会社に対し定期的な内部監査を実施し、その監査結果を当社の代表取締役、監査役及び関係部署に報告し、業務の適正化に向けた提言を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人（以下「監査役スタッフ」という）に関しては、「監査役会規則」に則り任命する。
 - (2) 監査役スタッフとしては、取締役及び使用人からの指揮命令は受けないものとする。
 - (3) 監査役スタッフとしての人事考課は監査役が行い、人事異動、懲戒処分等を行う場合は監査役会の同意を得ることとする。
7. 当社及びその子会社の取締役、使用人等が監査役に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 監査役は「監査役監査基準」に則り、稟議書等重要な文書を読覧し、必要に応じて取締役あるいは従業員等から説明を求めることができる。また、定期的に取り締役及び従業員の業務監査並びに子会社に対する監査を行い、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
 - (2) 取締役会は、常勤監査役もG C Iグループの内部通報の通報窓口とすることを「コンプライアンス規程」に定めており、当社及びその子会社の役職員は常勤監査役に通報することができる。
 - (3) 取締役会は、監査役監査の実効性確保のために必要な情報について、従業員が監査役に報告しなければならないことを「就業規則」に定めている。
 - (4) 当社及びその子会社の従業員等に対し、監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わない。
8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査役職務の遂行によって生じる費用等については、監査役会で承認された予算に基づき会社が負担するものとする。
 - (2) 監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができるものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は「取締役会規程」に則り取締役会に出席し必要があると認めるときは意見を述べなければならない。また、その他経営会議等の重要な会議に出席し必要があると認めるときは意見を述べるができる。
- (2) 監査役会は取締役社長等との会合を定期的を実施し、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換し、取締役社長との相互認識を深める。
- (3) 監査役は会計監査人及び内部監査部門と定期的な情報交換を実施する。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況＞

1. 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社が定める社内諸規程、規則の見直しを必要に応じて行い、最新版を常時可視的に確認できるよう社内LANに提示し、周知徹底を図っております。

また、当社はコンプライアンス違反の早期発見及び未然防止を目的とし、取締役及び執行役員を中心に構成されたコンプライアンス委員会を定期的又は適宜開催し、コンプライアンスに関する課題について協議を行っております。

当該委員会は内部通報制度の運用状況を確認し、コンプライアンス違反疑義事象が発生した場合には、その調査等を行っております。

反社会的勢力への対応を定めた「GCIグループ行動基準」及び「反社会的勢力排除規程」についても定期的な見直しを行っており、警察機関等関係各所と連携した社内研修を行うなど、全社的に啓蒙を図っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録については、「取締役会規程」及び「文書管理規程」に則り、出席者が確認、押印後、決議に関する資料とあわせて取締役会事務局が保存し、常に閲覧可能な状態を維持しており、また、各部署から起案され決裁を受けた稟議書については、稟議書受付部署が保管・管理を行っております。

3. 当社及びその子会社から成る企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

期初に各部門ごとに想定されるリスクを抽出し、リスク低減計画を作成し取り組んでおり、その進捗については定期的に管掌取締役へ報告され、年度まとめについては、担当取締役から翌年度の取締役会で報告を行っております。子会社については、管掌部署と連携しリスク低減に取り組んでおります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は個々の重要な業務執行について、業務の効率性の観点から3ヶ月に1度以上、取締役からの報告に基づき進捗を管理し、会社方針に則って業務が執行されているか監督しており、経営会議で取締役会付議事項の事前協議、重要な投資案件及びその他重要な業務執行事項の審議、決議を行っております。

取締役会あるいは経営会議の決定に基づく業務については、「業務分掌規程」及び「役職規程」に基づいて責任者を明確にし、その執行については「決裁権限規程」、「稟議規程」に基づき適切な協議、決議を経たうえで実施しております。

また、社内規程についても体系的な整備を行い、法令等の改正を踏まえ定期的に見直し、新規制定や改訂等を実施しております。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社から成る企業集団における重要な業務執行においては、「関係会社管理規程」に則り、管掌部署であるコーポレート本部、製造本部及び営業・マーケティング本部が管理の実務を担当し、子会社に役職員を派遣させることに加え、事前の報告・承認体制を整えております。

また、「決裁権限規程」に則り、該当する重要事項については取締役会に報告しており、監査室は監査計画に基づき当社及び子会社の内部監査を実施し、監査結果及び指摘事項の是正状況を含めて代表取締役、常勤監査役に報告しております。

子会社の取締役あるいは監査役については、「決裁権限規程」に則り、決裁手続きを経て選任しております。なお、当社監査役の関係会社取締役兼任の実績はございません。

6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役スタッフは監査室の従業員から任命され、現在3名が監査役スタッフ業務と内部監査業務を兼任しております。監査役スタッフに関する業務は、常勤監査役の指示に従い業務を遂行しております。

監査役スタッフ業務に関する評価は監査役が行い、監査役スタッフの人事異動等については監査役会の同意を得たうえで実施しております。

7. 当社及びその子会社の取締役、使用人等が監査役に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

決裁を受けた稟議書は監査役に回覧され、監査役が必要と認めた場合は役職員に説明を求めて妥当性を確認しており、定期的にと取締役、執行役員及び部長職の業務監査を実施し、課題等について代表取締役との定期会合において情報を共有しております。

また、子会社に対する監査も定期的実施し、検出された経営上の課題等について取締役へ伝達し、改善の方向性を提言しております。

「コンプライアンス規程」では監査役も内部通報窓口の一つとして定めており、役職員からの情報が監査役に提供できる体制を構築しております。

「就業規則」及び「コンプライアンス規程」において、当社及び子会社の従業員に対し、監査役監査の実効性確保のために必要な事項については、ただちに監査役に報告しなければならないこと、及び会社は通報者に対し監査役への情報提供を理由とした不利益な扱いをしてはならないことを定めております。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会の経費予算は、年間活動計画とともに常勤監査役が策定し、監査役会の承認を経て会社予算に含めて計上され会社が負担しております。

9. その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、監査役の立場から意見を述べております。会社として対処すべき課題等を監査役会で協議し、常勤監査役と取締役社長との定期的な会合において情報を共有しております。

また、社外監査役を含む監査役会と代表取締役との会合は年2回実施し、相互の認識を深めております。監査役は、会計監査人とは定期的に、また、監査室とは四半期に1度定期連絡会を実施しております。

その他必要に応じ適宜会計監査人及び監査室と情報交換を行い情報の共有を図っております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	24,338	流 動 負 債	7,499
現金及び預金	6,994	買掛金	4,811
受取手形及び売掛金	8,624	未払金	1,739
有価証券	3,700	未払法人税等	404
商品及び製品	2,376	賞与引当金	397
仕掛品	798	その他	147
原材料及び貯蔵品	1,548	固 定 負 債	2,280
その他	299	繰延税金負債	221
貸倒引当金	△3	環境対策引当金	5
固 定 資 産	30,341	固定資産撤去引当金	22
有形固定資産	19,164	退職給付に係る負債	962
建物及び構築物	6,127	リース債務	633
機械装置及び運搬具	3,304	その他	434
土地	7,969	負 債 合 計	9,780
リース資産	660		
建設仮勘定	682	純 資 産 の 部	
その他	418	株 主 資 本	41,793
無形固定資産	259	資本金	5,000
ソフトウェア	63	資本剰余金	25,690
のれん	185	利益剰余金	17,331
その他	11	自己株式	△6,228
投資その他の資産	10,917	その他の包括利益累計額	1,625
投資有価証券	9,718	その他有価証券評価差額金	1,500
繰延税金資産	18	為替換算調整勘定	81
その他	1,273	退職給付に係る調整累計額	44
貸倒引当金	△93	非支配株主持分	1,480
資 産 合 計	54,680	純 資 産 合 計	44,899
		負債・純資産合計	54,680

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

自 2021年 4 月 1 日
至 2022年 3 月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		29,406
売上原価		22,704
売上総利益		6,701
販売費及び一般管理費		4,211
営業利益		2,489
営業外収益		342
受取利息及び配当金	192	
受取補償金	35	
為替差益	37	
その他の	78	
営業外費用		16
支払利息	11	
その他の	4	
経常利益		2,815
特別利益		3
その他の	3	
特別損失		103
固定資産処分損	42	
投資有価証券評価損	39	
貸倒引当金繰入額	20	
税金等調整前当期純利益		2,716
法人税、住民税及び事業税	640	
法人税等調整額	124	764
当期純利益		1,951
非支配株主に帰属する当期純利益		22
親会社株主に帰属する当期純利益		1,929

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集、通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書

自 2021年 4月 1日
至 2022年 3月 31日

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,000	25,690	15,997	△6,227	40,461
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△596		△596
親会社株主に帰属する当期純利益			1,929		1,929
自己株式の取得				△1	△1
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,333	△1	1,331
当 期 末 残 高	5,000	25,690	17,331	△6,228	41,793

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	
当 期 首 残 高	1,662	68	11	1,546
当 期 変 動 額				
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△162	12	32	△65
当 期 変 動 額 合 計	△162	12	32	△65
当 期 末 残 高	1,500	81	44	1,480

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	21,162	流 動 負 債	6,961
現金及び預金	5,300	買掛金	4,430
受取手形	1,568	未払金	1,686
売掛金	6,162	未払法人税等	402
有価証券	3,700	賞与引当金	384
商品及び製品	2,059	その他の	59
仕掛品	790	固 定 負 債	1,458
原材料及び貯蔵品	1,116	繰延税金負債	87
その他	465	退職給付引当金	951
貸倒引当金	△0	その他	419
固 定 資 産	29,216	負 債 合 計	8,420
有 形 固 定 資 産	16,682	純 資 産 の 部	
建築物	4,925	株 主 資 本	40,470
構築物	654	資本金	5,000
機械及び装置	2,366	資本剰余金	25,688
車輛運搬具	13	資本準備金	7,927
工具・器具・備品	347	その他資本剰余金	17,760
土地	7,647	利益剰余金	16,011
リース資産	47	その他利益剰余金	16,011
建設仮勘定	680	繰越利益剰余金	16,011
無 形 固 定 資 産	239	自己株式	△6,228
のれん	185	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,487
その他	54	その他有価証券評価差額金	1,487
投 資 其 他 の 資 産	12,294	純 資 産 合 計	41,958
投資有価証券	9,639	負 債 ・ 純 資 産 合 計	50,378
関係会社株式	1,390		
長期貸付金	124		
その他	1,233		
貸倒引当金	△93		
資 産 合 計	50,378		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損 益 計 算 書

自 2021年 4 月 1 日
至 2022年 3 月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		25,090
売 上 原 価		18,838
売 上 総 利 益		6,251
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,762
営 業 利 益		2,489
営 業 外 収 益		434
受 取 利 息 及 び 配 当 金	314	
そ の 他	120	
営 業 外 費 用		4
そ の 他	4	
経 常 利 益		2,919
特 別 利 益		2
そ の 他	2	
特 別 損 失		160
固 定 資 産 処 分 損	39	
有 価 証 券 評 価 損	39	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	60	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	20	
税 引 前 当 期 純 利 益		2,760
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	616	
法 人 税 等 調 整 額	128	744
当 期 純 利 益		2,016

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2021年4月1日
至 2022年3月31日

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利益剰余金
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	5,000	7,927	17,760	14,591
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△596
当 期 純 利 益				2,016
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	1,419
当 期 末 残 高	5,000	7,927	17,760	16,011

	株 主 資 本		評価・換算差額等
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金
当 期 首 残 高	△6,227	39,052	1,654
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△596	
当 期 純 利 益		2,016	
自 己 株 式 の 取 得	△1	△1	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△166
当 期 変 動 額 合 計	△1	1,418	△166
当 期 末 残 高	△6,228	40,470	1,487

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集、通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

群栄化学工業株式会社
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 勉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒川 和也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、群栄化学工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、群栄化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

群栄化学工業株式会社
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 勉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒川 和也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、群栄化学工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

群栄化学工業株式会社

監査役会

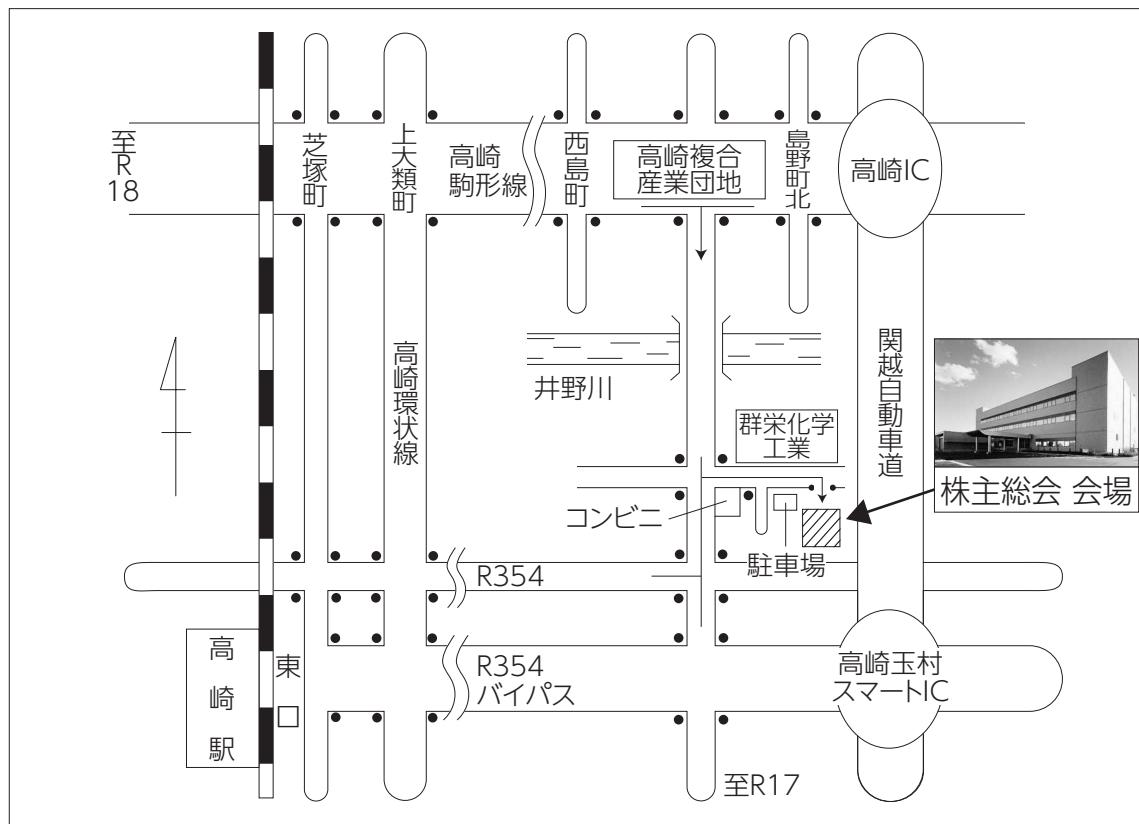
常勤監査役	瀧	井	康	雄	㊟
社外監査役	二	宮	茂	明	㊟
社外監査役	大	西	勉		㊟

以上

株主総会会場ご案内図

◎ 会場 群馬県高崎市宿大類町700番地
群栄化学工業株式会社 大会議室 TEL 027-353-1818(代表)

◎ 交通 高崎駅（東口）からタクシー15分



見やすく読みまぢがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

